



議案31件を審議・可決 3月町議会定例会報告

3月4日から15日までを会期に開かれた令和4年第3回町議会定例会では、条例の制定および一部改正、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算など、議案31件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項 報告から

町の新型コロナウイルスの感染状況と対応

1月24日から2月23日までの間、新たに11人の陽性が確認され、町内での累計感染者数は23人となっています。町では、町内での感染者確認や県全域への「まん延防止等重点措置」の適用などを受け、1月26日と31日に町対策本部会議を開催し対応を協議しました。

主な対策として、ケーブルテレビでの県内全域へのまん延防止等重点措置の適用、感染予防対策の強化、不要不急

の往来の自粛を求める町長メッセージと感染防止情報の放送、チラシの全戸配布などを行いました。また、温泉施設と無料休憩所、さゆり公園の運動施設を1月31日から3月6日まで町民限定の利用制限とし、ロータスインについては既に予約した人を除き休業としました。

さらに、予定していた第32回西会津雪国まつりなど多くの参加者が見込まれるイベントは、参加者の安全を確保することが難しいことから開催を中止しました。引き続き、町内での感染拡大防止に向け、最大限の感染防止対策を徹底していきます。

有害鳥獣の捕獲状況
2月28日現在における有害鳥獣の捕獲件数は、クマが12頭、サルが39頭、イノシシが44頭となっています。出没が多かった前年の同時期と比べ捕獲件数は減少しており、木の実際の豊作や、イノシシの豚熱の感染拡大による頭数の減少などが考えられます。

町では、狩猟解禁日以降、定期的なイノシシの巻き狩りを町猟友会に依頼し、3月末まで継続的に実施しながら、有害個体の捕獲に努めます。

子育てコミュニティ施設の利用状況
本施設の利用状況については、2月27日現在、延べ489人が利用しています。降雪前の11月末までは、一日平均約22人の利用がありました。また、施設の愛称について公募したところ、26点の応募があり、選考委員会を開催し「キッズランド芝草」と決定しました。

令和3年の主食用米の作付面積10万7千5百円を、対象農家に支援金として交付しました。これまで町農業再生協議会を通じて申請のあった386件の農家に対し、2460万1千円を交付したところ。

西会津町デジタル戦略に基づく事業

町では、本年度より、町民参加型合意形成プラットフォーム「デンディム」の構築を進めています。これは、インターネット上で施策や事業について、町民の皆さんから意見を募り、議論できる「町民の皆さんと行政をつなぐインターネット上の対話の場」のことです。若い世代や、小さな意見を大切にす協働のまちづくりの基盤として新たに構築するものです。

昨年12月10日には、西会津中学校の2年生がアントレプレナーシップの授業で、本プラットフォームを実際に活用し、「西会津のお気に入り」をテーマにグループワークを行いました。生徒たちは実践を



▲西中でのデンディム活用

通して責任あるICTの使い方やコミュニケーション、社会参画について学習しました。今後は、本プラットフォームの本格運用により、協働のまちづくりをさらに推進していきます。

また、町への企業移転に結び付けることを目的に、町の魅力や資源の情報を発信し、関心を持った首都圏などの企業を対象に視察交流ツアーを開催しました。本事業により、視察企業との継続的な関係を構築するものです。

ツアーでは10社が来町し、町を視察しました。具体的には、来町した企業の業種や業態に合わせて、まちなか再生拠点施設「にぎわい番所ぷらっと」や、宿泊施設、AIオンデマンドバスなどの視察を行いました。また、食文化、除雪の体験、実際のテレワーク、さらに町内企業や住民との対話なども実施しました。

本事業の実施により、企業側の意識やニーズが把握できたほか、明らかになった課題もあり、今後はつながりを

持つた企業との関係を深めながら、将来的な町への企業移転などの実現を目指して取り組んでいきます。

ふるさと応援寄附金事業
本事業については、ふるさとチョイスなど7つのウェブサイトの活用や、多くの皆さんにご協力とご支援をお願いしてきました。その結果、2月26日現在で7235件、1億5756万2千円の寄付額となり、昨年同期と比較すると1561件、158万円の増となっています。

なお、本年度の企業版ふるさと納税については、2件、1100万円、一般寄付金は5件、6410万円となっています。

にしいづ移住・定住総合支援センターの取り組み
平成27年度に開設した「にしいづ移住・定住総合支援センター」については、移住推進体制をより一層強化するため、本年度より商工観光課内に相談窓口を移設し、移住

会計、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険特別会計、水道・下水道事業会計）各会計において、補助事業などの事業費確定や既定予算の最終的な整理などを行う補正

令和4年度一般会計予算
総額62億2千万円（対前年度比3億500万円、5.2割の増）

令和4年度特別会計等予算
工業団地造成事業・住宅団地造成事業・後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険特別会計、水道・下水道事業会計

町道の認定
野尻線バイパスの供用開始に伴い、旧道の一部区間を新たに認定

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
奥川辺地の計画において、各工事および整備に係る事業費の借入予定額の変更

人権擁護委員候補者の推薦
につき意見を求めること
長谷川成博さん（梨平）の再任に同意

可決された議案

- ◆西会津町新田興助地域振興基金条例の制定
津会の新田興助会長から受けた寄付金を原資に、町の地域振興に活用する基金設置のため新たな条例を制定
- ◆町私債権管理条例の制定
私債権の適正管理を推進するため新たな条例を制定
- ◆固定資産評価審査委員会条例等の一部改正
押印などの見直しに伴う関係条例の改正
- ◆町個人情報保護条例の一部改正
行政機関個人情報保護法の廃止に伴う関係規定の改正
- ◆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づく所要の改正
- ◆特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正
国の基本指針に伴う鳥獣被害対策実施隊の報酬の改正
- ◆町税条例の一部改正
法人税法の見直しに伴う所要の改正
- ◆町結婚祝金支給条例の一部改正
支給金額の見直しに伴う所要の改正
- ◆町出産祝金支給条例の一部改正
支給金額の増額と家族の絆応援クーポンの新設に伴う所要の改正
- ◆町定住促進住宅条例の一部改正
民法の改正に伴う入居条件などの改正
- ◆町道路占用料徴収条例の一部改正
道路法の一部改正に伴う道路路法の一部改正
- ◆町消防団設置等に関する条例の一部改正
消防団員の報酬の引き上げなどの改正
- ◆町水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
農業集落排水処理施設・森野処理区の廃止に伴う所要の改正
- ◆令和3年度補正予算（一般）
- ◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
奥川辺地の計画において、各工事および整備に係る事業費の借入予定額の変更
- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
長谷川成博さん（梨平）の再任に同意





24人の子どもたちが西会津小学校に入学

ぼくたちわたしたち 新1年生



この春、西会津小学校に入学する24人の新1年生の皆さんを紹介します。今年の1年生は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた皆さんです。ご入学おめでとうございます。

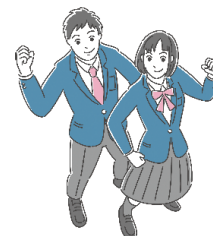
〈問い合わせ先〉 学校教育課 教育総務係 ☎45-2216

1町内	伊藤 環さん	下小屋 加藤 舞さん	森野 星 結衣さん	上野尻 鈴木 陽翔くん
	大沼 凜飛くん	10町内 江川ゆりなさん	さゆりが丘 平野 響翔くん	渡部理央那さん
4町内	石川 希愛さん	西平 三留 紗椰さん	上小島 齋藤 漣くん	下野尻 三留 奏七さん
	長谷川真央さん	芝草 古俣 卯月くん	縄沢 長谷川 琴子さん	宝川 佐藤 真央さん
6町内	加藤 未来さん	安座 上山 優飛くん	三留 新大くん	渡部 まるくん
9町内1	物江 柊吾くん	西原 斎藤 颯くん	出ヶ原 佐藤 翠友さん	戸中 武藤 桃花さん



契約行為や資格取得などが可能に

成年年齢が“18歳”に引き下げられます



今年4月1日より、成年年齢がこれまでの「20歳」から「18歳」に引き下げられます。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や、憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳や19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

◆成年年齢はいつから変わる？

改正法の施行日である令和4年4月1日現在で、18歳と19歳の方は同日より新成人となります。なお、未成年者の生年月日ごとの新成人となる日は下記のとおりです。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14年4月2日～ 平成15年4月1日生まれ	令和4年 4月1日	19歳
平成15年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ	令和4年 4月1日	18歳
平成16年4月2日以降 生まれ	18歳の誕生日	18歳

◆成年になると何が変わる？

民法では、成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになりますと定められています。18歳が成年年齢になると、下記のようなことができるようになりますが、青少年保護などの観点から20歳にならないとできないことも一部残されています。

18歳（成年）になったらできること

- 親の同意がなくても契約ができる
【例】携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、ローンを組む、部屋を借りる など
- 公認会計士や司法書士などの国家資格を取る
- 10年有効のパスポートを取得する
- 結婚する（女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女とも18歳になる）
- 性別の取り扱いの変更審判を受けられる など

20歳にならないとできないこと（従来と同じ）

- 飲酒や喫煙をする
- 公営競技の投票券（競馬の馬券など）を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車免許を取得する

◆令和4年度以降の町成人式について

町の成人式については、これまでどおり20歳になる年度の8月15日に行います。式典の名称は、成人式から「はたちの集い」などへの変更を検討しています。